

用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられる用途 ×：建てられない用途 ▲：面積、階数等の制限あり		第一種低層 住居専用地域	第一種住居 地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗		×	▲	▲3000平方メートル以下
事務所		×	▲	▲3000平方メートル以下
ホテル、旅館		×	▲	▲3000平方メートル以下
遊技場・ 風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	▲	▲3000平方メートル以下
公共施設 ・病院 ・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	
	病院	×	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	▲600平方メートル以下
自動車教習所		×	▲	▲3000平方メートル以下
工場・ 倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	▲	▲300平方メートル以下 2階以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等	×	▲	▲原動機の制限あり 作業場の面積 50平方メートル以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	▲	▲原動機・作業内容の制限あり 作業場の面積 50平方メートル以下
	自動車修理工場	×	▲	▲1500平方メートル以下 2階以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	▲

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
 ※今回の見直しに伴い、用途制限に影響する主な用途を抜粋しています。